

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（大型ごみ等）の収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円
概要	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物（大型ごみの全量、指定袋ごみ、家電リサイクル法の対象となる家電製品）を生活環境の保全上支障が生じないうちに戸別収集し、これを運搬する。
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	82,258,400 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津一丁目 4 番 3 1 号 〔名称〕 大津市再生資源回収事業協同組合
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、公衆衛生の確保と市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない。とりわけ、家庭ごみ（一般廃棄物）は、性状等の変化や、生活環境の保全上支障が生じないうちに速やかに収集を行い、ごみ処理施設に確実に運搬しなければならない。</p> <p>この度、業務契約を締結する再生資源回収事業協同組合は再生資源となる廃棄物の処理を業とする事業者によって設立された組合法人であり、家庭から排出される不用物の適正な処理に必要な知識・経験を有する者を構成員としている。また、長年にわたり大型ごみ（一般廃棄物）の収集運搬業務を受託したが、業務遂行状況は良好で、豊かな実務経験を有していることに加え、市域内の地理などにも精通し、効率的に業務が履行できる法人である。</p> <p>また、収集運搬に必要となる人員及び車両等を保有していること、収集業務の従事者に対する教育を徹底し、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保したうえで、排出物に応じた積載等、最適な取扱いができる事業者であること、排出禁止物に関する知識を有し、業務仕様書に基づく適正な業務を通年的に実施できることから、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定めるとおり、本業務の性質上、条項に定める基準を満たせる者を選ぶことが優先されるべきであることや、市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと示されている（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）ことを勘案するものとする。</p>

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
---------	--

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。